

広島県告示第千二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和二年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クルーズ薬局 頼兼店	三原市頼兼一丁目一番四号	令和二年一〇月三十一日
クルーズ薬局 天満町店	尾道市天満町一六番一四の七号	令和二年一〇月三十一日
なかはまハートクリニック	府中市高木町六五八番地一	令和二年一〇月三十一日
おかだ内科	東広島市西条町寺家五四一四番地三	令和二年一〇月十七日
こばやし整形外科クリニック	東広島市黒瀬町檜原七八八番地一	令和二年一〇月三十一日
全快堂・あおい薬局	東広島市西条町御菌宇五四八九番地一	令和二年一〇月三十一日
さんくす薬局	東広島市西条町御菌宇四二八四番地一	令和二年一〇月三十一日
にしたかや薬局	東広島市高屋町中島三二番地一	令和元年六月三〇日
さんくす薬局 高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六番一	令和二年一〇月三十一日
さんくす薬局 寺家駅前	東広島市寺家駅前一四番一七号	令和二年一〇月三十一日
さんくす薬局 田口店	東広島市西条町田口二七二一番地二	令和二年一〇月三十一日
康仁薬局	東広島市黒瀬町檜原六四六番地四	令和二年一〇月三十一日
くるみ薬局 黒瀬店	東広島市黒瀬町兼広一三九番地一	令和二年一〇月三十一日
康仁薬局 廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三番三六号	令和二年一〇月三十一日

鈴木クリニック	くるみ薬局 海田店	クルーズ薬局	康仁薬局 海田店	康仁薬局 府中店	医療法人社団中村医院
地二 神石郡神石高原町福永一四四一番	安芸郡海田町窪町一番二三号JR 海田市駅NKビル	安芸郡海田町西浜四番二の二号	安芸郡海田町窪町二番一四号	安芸郡府中町本町五丁目五番一号	安芸郡府中町本町三丁目四番一号
令和二年九月三〇日	令和二年一〇月三一日	令和二年一〇月三一日	令和二年一〇月三一日	令和二年一〇月三一日	令和二年八月二六日